

市内介護保険サービス事業所管理者 各位

川崎市健康福祉局長

養介護施設従事者等における高齢者虐待の防止について（通知）

日頃から、高齢者福祉の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月に施行され、各事業所においては、研修の機会等を通じ、高齢者虐待についての理解を深めると共に、高齢者虐待防止に向けた積極的な取組が行われてきたものと承知しております。

しかしながら、養介護施設従事者による虐待の相談・通報件数、認定件数は、全国的に増加しており、本市においても、虐待による処分事案が発生するなど、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案は、依然として、絶えない状況です。

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、令和3年度介護保険事業所の指定基準条例改正により、各事業所は、定期的に委員会や研修を開催する等、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならないものとされました。

また、養介護施設従事者等についても、高齢者虐待防止法において、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、速やかに本市へ通報しなければならないとされています。

つきましては、高齢者虐待相談窓口等について、次のとおり通知しますので、各事業所において、改めて内容の確認及び従事者への周知をお願いいたします。

※「養介護施設従事者等」とは、介護保険施設等の入所施設や居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象です。

1 高齢者虐待相談窓口

● 養介護施設従事者等による虐待の通報窓口

相談・通報・届出窓口	電話番号(044)
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	200-2679

なお、養護者による虐待の相談・通報・届出窓口は次のとおりとなります。

● 養護者による虐待の相談・通報・届出窓口

相談・通報・届出窓口	電話番号(044)
川崎区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	201-3080
大師地区健康福祉ステーション高齢者支援担当	271-0157
田島地区健康福祉ステーション高齢者支援担当	322-1986
幸区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	556-6619
中原区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	744-3217
高津区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	861-3255
宮前区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	856-3242
多摩区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	935-3266
麻生区地域みまもり支援センター高齢・障害課 高齢者支援係	965-5148

● 養護者による虐待の市役所の所管課

相談・通報・届出窓口	電話番号(044)
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室	200-2470

2 高齢者虐待防止に関するリーフレット等

- 「介護現場の高齢者虐待・不適切ケアの防止に向けて（介護施設職員向け啓発リーフレット）」
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/35878/koureisya-gyakutai-boushi.pdf>

神奈川県が作成した介護施設職員向けのリーフレットとなります。各事業所において、研修の機会や掲示等に御活用ください。

- その他の高齢者虐待防止に関する資料・教材については、下記のページに掲載されています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082205.html>

3 通報者保護に関する規定

- (1) 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（高齢者虐待防止法第21条第6項）
- (2) 養介護施設従事者等（従事者）は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（高齢者虐待防止法第21条第7項、公益通報者保護法）
- (3) 市町村の職員（本市職員）は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（高齢者虐待防止法第23条）

4 事業所における虐待の防止について（令和3年度改正の内容）

次のページに、虐待の防止のために事業所が講じる必要がある措置について、参考として、指定介護老人福祉施設の基準省令解釈通知を抜粋していますので、御確認ください。

全サービス概ね同様の内容となっていますが、研修の実施回数等、サービスにより異なる部分がありますので、各基準省令の解釈通知も併せて御確認ください。

「令和3年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

上記の厚生労働省のホームページ内に各基準省令の解釈通知が掲載されています。

(長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係 担当)

電話：044-200-2679

FAX：044-200-3926

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号) (抄)

38 虐待の防止 (基準省令第 35 条の 2)

基準省令第 35 条の 2 は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護老人福祉施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定介護老人福祉施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要がある。第 1 条の 2 の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定介護老人福祉施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要がある。指定介護老人福祉施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和 3 年改正省令附則第 2 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (第 1 号)

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に関催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守

すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第2号)

指定介護老人福祉施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定介護老人福祉施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。